

5 土地売買の状況と契約会の日程について

住宅用地の買取りに係る土地売買契約会の3月の日程は下表のとおりです。土地売買契約日は、会場が大変混雑しますので**完全予約制**としています。また、**予約日は、町から土地の所有者の方に個別に電話連絡しております。**予約なしに、会場に来られた際、契約に伴う書類が準備できかねますので、事前予約へのご理解とご協力をお願いします。

なお、相続登記未了の状態、買取申込書を提出いただいている方が多数見受けられます。相続登記未了のままでは、町は買い取ることはできません。相続登記がお済みでない方は、お近くの司法書士や法務局に相談して相続登記を行ったうえで、復興用地課までご連絡をお願いします。

区分	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
役場プレハブ			0	0	0	0	0																									
会場 歌津総合支所 2階会議室								0																								
イオン跡地 (第1期)集会所																																

法務局への登記申請事務処理のため、平成25年度の土地売買契約は3月7日(金)までとしております。
平成26年度の土地売買契約は、4月14日(月)より再開いたします。

◆ 受付時間 ◆

午前の部：午前9時～正午

午後の部：午後1時30分～午後5時

「買取の可否および買取価格」の結果通知がまだお手元に届いていない方につきましては、今しばらくお待ちください。

(担当：復興用地課)

6 重要 志津川市街地高台移転【登録】について

志津川市街地高台住宅団地（東団地・中央団地・西団地）の移転【登録】は、2月28日で締め切ります。住宅団地は今回の登録数で計画を変更して整備しますので、志津川市街地高台で住宅建築をご希望の方は、もれなく登録してください。（昨年2月頃に実施した意向調査で調査書をご提出の方も必ず登録してください。）

なお、志津川高台移転に関する「個別相談会」は終了しましたが、ご相談をご希望の方は復興市街地整備課までご連絡をお願いします。

また、志津川市街地まちづくり計画の模型を役場1階に展示していますので、ぜひご覧ください。

(担当：復興市街地整備課)

志津川市街地復興まちづくり計画 模型



役場1階で展示中

問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
歌津総合支所 0226-36-2111

復興用地課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第13号>

平成26年2月

発行・編集

南三陸町

復興事業推進課、復興用地課

復興市街地整備課

1 防災集団移転促進事業造成工事「志津川地区荒砥団地、平磯団地」が完成しました！

この度、志津川地区荒砥団地と平磯団地の造成工事が1月末で完成しました。完成にあたり、団地入居予定者の方々を対象に見学会も行われました。

本町の防災集団移転促進事業は、全ての地区で工事に着手しはじめ、年度内には袖浜団地、堺団地、長羽団地と順次、完成する予定となっています。

引き続き、町・関係機関等が一体となり、住宅再建に向けて取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平磯団地



荒砥団地



(担当：復興事業推進課 移転促進第1係)

2 都市計画変更(案)の縦覧について（用途地域の変更及び廃止・公共下水道の廃止）

志津川地区の中瀬町、廻館などの旧 JR 志津川駅西側において、県営ほ場整備を行うため、都市計画の用途地域を廃止します。

また、公共下水道に関する都市計画を廃止します。

このことについて、次のとおり、都市計画変更図書（案）の縦覧を行いますのでお知らせいたします。

1 縦覧期間： 2月27日（木）から3月13日（木）まで

※土・日曜日、祝日を除く

2 時 間： 午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所： 役場1階 復興市街地整備課

4 その他： 縦覧期間中に都市計画変更（案）に対する意見書の提出ができます。この縦覧に関する問い合わせは下記担当まで連絡願います。

担当：復興市街地整備課 電話：46-1379
上下水道事業所 電話：46-5600

3 消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置のお知らせ

『住まいの復興給付金制度とは？』

本制度は、平成26年4月1日から予定されている段階的な消費税率引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置です。

【目的】

- 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
- 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的要因による被災者間の不均衡を避けること

制度の概要

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、**新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合**に、給付を受けることができる制度です。

被災住宅(東日本大震災により被害が生じた住宅)とは？

- り災証明書で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水※1」の認定を受けた住宅
- 原子力災害による避難指示区域等※2内にある住宅

新たに住宅を建築・購入

被災住宅を所有していた者

被災住宅を補修

建築・購入した住宅(再取得住宅)に居住

補修した被災住宅に居住

「再取得住宅」とは、被災住宅に代わり、建築・購入した新築住宅、または宅建業者から購入した中古住宅のこと

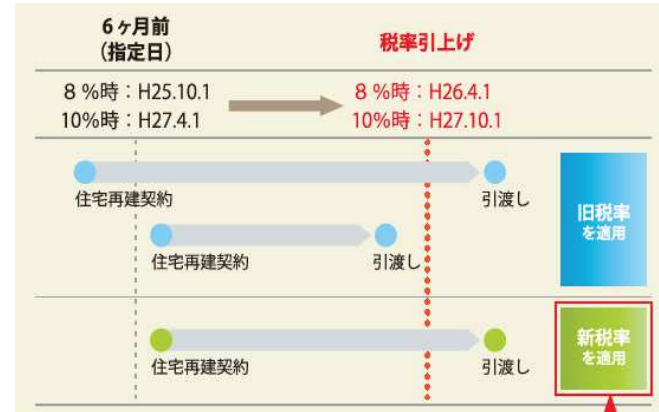
給付金受領

※1 建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要

※2 避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点(解除された地点を含む)のことをいう

住宅再建(住宅の再取得及び補修)に関する消費税について

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられます。(平成27年10月1日以降10%に引上げ予定。)



住宅再建に際して、消費税率引上げの6ヶ月前(指定日)の前日までに契約された住宅については、引渡し時期に関係なく契約時の税率(旧税率)が適用される「経過措置」があります。

住宅再建の契約が平成25年10月1日(指定日)以降で、平成26年4月1日以降の引渡しの場合、消費税率は8%となります。

なお、消費税は住宅の建物部分に対して課税され、土地購入や個人が売主となる中古物件には課税されません。

今回の制度の対象となるのは、こちらの増税分に対応する措置となります。

※借家居住者については、住まいの復興給付金制度ではなく、「すまい給付金制度」の給付措置の対象になり得ます。住まいの復興給付金制度、すまい給付金制度の問い合わせ先は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

- 住まいの復興給付金制度 <http://fukko-kyufu.jp> 0570-200-246 (有料) (9~17時 土・日・祝日含む)
- すまい給付金制度 <http://sumai-kyufu.jp> 0570-064-186 (有料) (9~17時 土・日・祝日含む)

4 住宅再建補助について

町では被災住宅の再建(修繕)のために各種補助金等を準備しております。既に住宅を再建された方、今後予定している方、まずはご相談ください。なお、本年8月より実施している町独自支援相談及び申請受付を引き続き行います。

※ご注意※

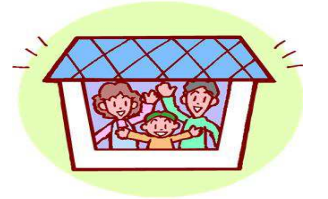
補助金によっては、事前に手続きを行わないと受け取れないものや、申請期限がある場合があります。相談する際にご確認ください!

◆主な補助◆

町独自支援・がけ地近接等危険住宅移転事業・防災集団移転促進事業など

◆相談日時◆

平日相談 月曜日から金曜日(毎週水曜日を除く)
午前9時から午後5時



相談日の予約

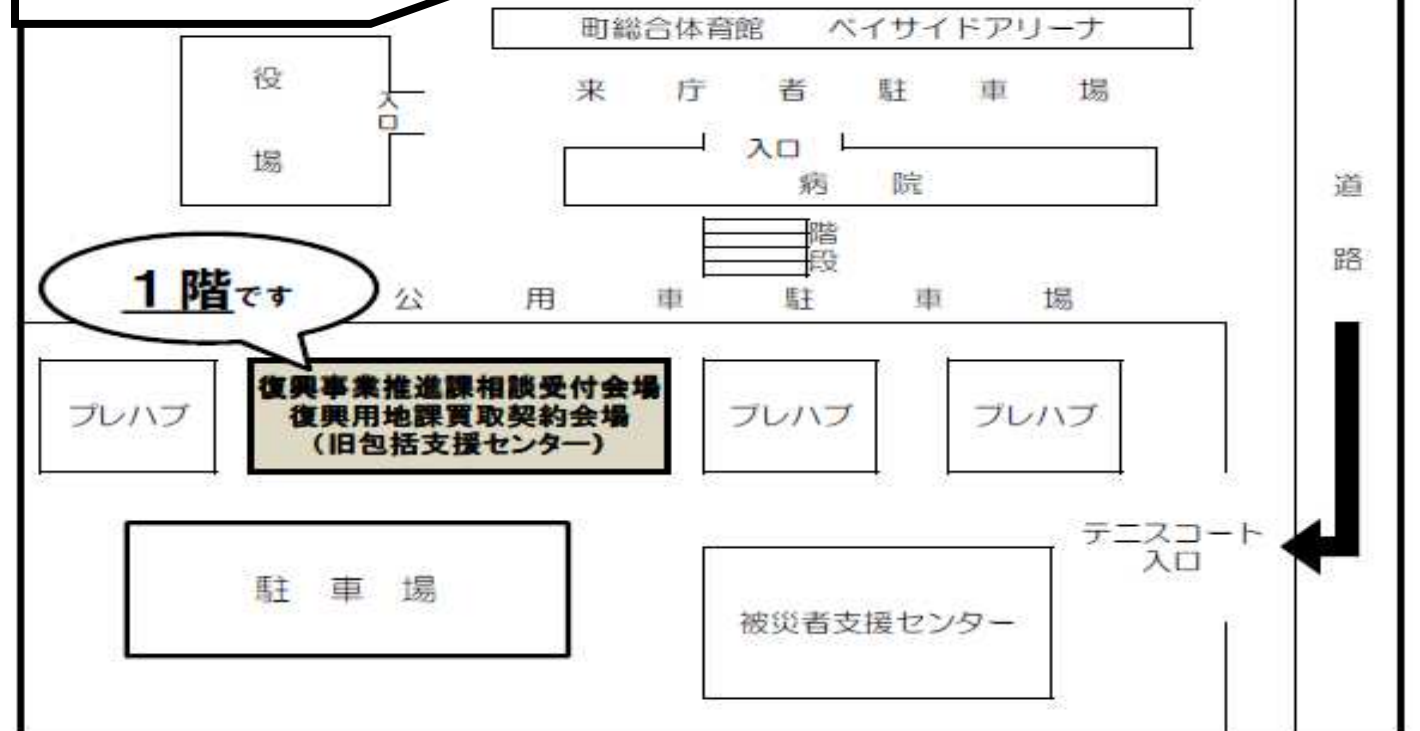
※あらかじめ相談日を電話で予約する必要があります!

【連絡先】

南三陸町復興事業推進課 移転促進第1係
電話: 0226-46-1379

電話予約制

相談会場



(担当: 復興事業推進課 移転促進第1係)